

令和7年1月15日

お客様各位

## 改正法施行前の特例廃止建築物の建築確認申請受付について

株式会社 新潟建築確認検査機構

平素より、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。  
いよいよ改正建築基準法が2025年4月1日に施行されます。  
改正法は「4月1日以降に着工する物件」から適用されることから、年度末に駆け込みの申請が増えると予想されます。

当社では混乱を避けるため、2025年3月31日までに着工予定の特例廃止建築物\*につきましては、建築確認申請の受付締め切りを**2025年3月7日（金）**とします。  
（\*特例廃止建築物：木造で階数2階建て又は平屋で200㎡を超えるもの）

やむを得ず年度内に確認済証の交付が間に合わない場合等は、以下の取り扱いとなりますので、お早目のご申請をおすすめします。

### ■3月31日までに確認済証が交付されなかった場合

#### →【改正法が適用されます】

確認申請に構造・省エネの追加提出及び新手数料が適用となります。  
（差額分を追加でお支払いただく必要があります）

### ■3月31日までに確認済証は交付されたが、着工日が4月1日以降となってしまった場合

#### →【改正法が適用されます】

完了検査時に省エネ判定通知書や追加説明書の提出と、追加料金が必要となります。

尚、予め着工日が4月1日以降となっている特例廃止建築物のご申請につきましては、4月1日以降に、ご申請いただけますよう、併せてお願い申し上げます。

当社といたしましては、法改正前の混乱を避け、改正後も安心してご申請いただけるよう万全の体制を整えてまいりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくようお願い申し上げます。